治療と仕事の両立支援指針

（目的）
第１条　この指針は、疾病を抱える職員が、治療を受けながら安心して働き続けることができるよう、治療と仕事の両立支援に関する当法人の基本的な考え方及び支援体制を定めることを目的とする。

（基本方針）
第２条　当法人は、職員の心身の健康を経営上の重要な資源と捉え、疾病の治療と就労の両立を支援する。
２　当法人は、主治医等の意見を踏まえ、安全と健康を最優先に就業上の配慮を行う。
３　当法人は、疾病の罹患を理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
４　当法人は、職員本人の意思を尊重するとともに、健康情報等のプライバシーに十分配慮した支援を行う。
５　当法人は、治療と仕事の両立が円滑に進むよう、職場全体で理解、協力及び支援に努める。

（対象者）
第３条　がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病等の慢性疾患、精神疾患その他反復・継続して治療を要する疾病を抱えながら就労を希望する全ての職員を対象とする。

（支援の体制及び進め方）
第４条　総務課を両立支援の相談窓口とし、職員本人及び所属長等からの相談に応じる。
２　当法人は、治療と仕事の両立に関する相談について、相談内容等の秘密を厳守し、安心して相談できる体制を整備する。
３　当法人は、必要に応じて産業医その他の専門家等の助言を得て、就業上の措置及び配慮事項を検討するものとする。
４　当法人は、本人の同意を得た上で、主治医の意見書等を踏まえて対応方針を決定することができる。
５　当法人は、治療の状況に応じ、勤務時間の短縮、休暇及び休職制度の活用等を本人と協議することができる。

（勤務制度の活用）
第５条　当法人は、本人からの申し出により、法人の就業規則その他の規程に定める制度を活用し、通院その他治療に必要な配慮を行う。
（個人情報の取扱い）
第６条　当法人は、職員の治療と仕事の両立支援に関して取得した健康情報を、対応に必要な範囲の関係者に限定して共有するものとし、本人の同意なく、目的外に利用し、又は第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合を除く。
２　当法人は、健康情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び当法人の諸規定に基づき、適切に管理する。

（職場の理解促進）
第７条　所属長及び職員に対し、研修等を通じて治療と仕事の両立支援に関する理解の促進を図る。
２　職員は、治療と仕事の両立支援を希望する場合は、できるだけ早めに所属長又は総務課へ相談するものとする。また、当法人は、必要に応じて、主治医の意見書等の提出を

職員に求める場合がある。

（関係機関との連携）
第８条　当法人は、主治医、産業医その他の外部関係機関と連携し、必要な支援を行うことができる。

令和　８年１０月　１日

社会福祉法人　和光福祉会